

恩給法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の仮定俸給年額を定める政令

内閣は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十一号)附則第七条第一項に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額及び同表の中欄に掲げる実在職年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額

[illegible]

三七七、五〇〇円	三十三年以上	三九五、六〇〇円
三九五、六〇〇円	三十三年以上	三九五、六〇〇円
四〇〇、三〇〇円	三十三年以上	四〇〇、三〇〇円
四三六、四〇〇円	三十三年以上	四一五、二〇〇円
四七〇、四〇〇円	三十五年以上	四三七、四〇〇円
五〇八、七〇〇円	三十五年以上	四八三、一〇〇円
五三四、四〇〇円	三十五年以上	五〇八、七〇〇円
五三九、五〇〇円	三十五年以上	五三九、五〇〇円
五五九、九〇〇円	三十五年以上	五五九、九〇〇円
六一一、三〇〇円	三十五年以上	五八五、六〇〇円
六七〇、一〇〇円	三十五年以上	六三六、八〇〇円
七六九、七〇〇円	三十五年以上	七〇三、二〇〇円
八六九、二〇〇円	三十五年以上	八〇二、八〇〇円
九四一、五〇〇円	三十五年以上	九〇五、三〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	三十五年以上	一、〇一三、九〇〇円
	三十五年以上	一、〇五〇、〇〇〇円

附 則

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。